# 消費生活地域講座事業実施要領

## 1 目的

県民の消費者被害の未然防止や食の安全・安心の確保にむけた情報提供及び普及 啓発の充実を図るため、県内の消費者団体等による消費生活地域講座の企画を募り、 優良な提案のあった消費者団体等に当該地域講座の実施を委託することにより、消 費者団体等が持つネットワークを活用しながら効果的な啓発活動の展開を図る。

## 2 実施主体

事業の実施主体(以下、「事業者」という。)は、次に掲げるものとし、県の委託を受け実施する。

事業者 県内において活動する消費者団体等であって、消費者教育や消費者啓発 に関し意識が高く、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する団体と する。

# 3 事業内容

事業者が実施する事業は、次のとおりとする。

- (1)「消費生活地域講座」のテーマ
  - ①悪質商法の手口やこれらへの対処方法等に関する講座
  - ②複雑・多様化する金融商品の知識に関する講座
  - ③食の安全・安心に関する講座
  - ④その他消費者教育及び消費者啓発に関する講座
- (2)講師

金融広報アドバイザーを講師とした金融講座を、実施回数の半分以上設けること。

(3) 実施地域

県内

全講座を通して、以下6地域のうち3地域以上で実施すること。

峡北地域:北杜市、韮崎市

峡中地域:甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、昭和町 峡南地域:身延町、市川三郷町、富士川町、南部町、早川町

峡東地域:笛吹市、山梨市、甲州市

東部地域:大月市、上野原市、都留市、道志村、小菅村、丹波山村

富士北麓地域:富士吉田市、富士河口湖、山中湖村、忍野村、鳴沢村、西桂町

(4) 実施期間

委託契約締結日~平成31年1月末日

(5) 実施回数

6 回

(6) 参加者及び人数

県民

全講座を通して、延べ180人以上の参加者を確保すること。

- (7) アピールポイント
  - ・参加者に分かりやすく伝わるよう、企画に工夫がされていること。
  - ・同じ講座の繰り返しに終始することのないよう、各回ごとに対象者や講師 の選択に工夫がされていること。

## 4 委託先団体の公募

- (1) 県は、事業を実施する事業者について、別紙公募案内により公募する。
- (2) 事業を実施しようとする事業者は、別に定める期日までに消費生活地域講座事業実施計画書(様式1)に必要事項を記入のうえ、県に提出する。

# 5 委託契約の締結

県は、4(2)の実施計画書の提出があったときには、内容を精査し、適当と認められる場合は予算の範囲内において事業者を選定のうえ、当該事業者と委託契約を締結する。

# 6 委託料

県の委託料は、1団体につき300,00円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を限度とし、3団体以上と契約する場合は、団体ごとの事業内容及び事業費を調整のうえ、予算の範囲内(600千円)で契約する。

# 7 事業成果の報告

事業を受託した事業者(以下、「受託者」という。)は、受託事業が終了した日から起算して1か月を経過した日までに、消費生活地域講座事業実績報告書(様式2)を県に提出するものとする。

# 8 委託料の支払い

受託者は、7の実績報告書と併せて消費生活地域講座事業委託料請求書(様式3)を県に提出し、委託料の支払いを請求するものとする。

ただし、受託者は、委託経費の前金払いを必要とする場合は、消費生活地域講座 事業委託料前金払請求書(様式4)により請求することができる。

### 9 委託の解除

県は、受託者が委託契約の内容に違反したとき、または委託事業の遂行が困難であると認めたときは、受託者に対して委託契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

### 10 事業内容の変更等

受託者は、事業の実施内容の主たる部分に係る変更を行おうとするときは、事前に消費生活地域講座事業委託内容変更協議書(様式5)により協議するものとする。

### 11 その他

- (1) 県は、受託者が実施した事業内容が当該事業目的に反すると認められるときは、必要な是正措置を講じるよう求めることができる。
- (2) 県は、委託事業の実施にあたり、受託者の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 県は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理状況について、実態調査 を行うことができる。
- (4) この要領に定めるものの外、必要な事項については別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成30年6月18日から施行する。